

光熱水費の実費及び共益費の徴収について

1 電気料金については、事務室の電気メーター使用量に基づく金額を実費徴収する。

2 共益費の計算方法

$$\text{共用部の電気料金（月額）} = \frac{\text{本メーターによる月額使用料}}{\text{市占有部の空調にかかる月額使用料}} \times \frac{\text{貸付面積}}{\text{全体市占有面積}}$$

$$\text{水道料金（月額）} = \frac{\text{本メーターによる月額使用料}}{\text{2か月分}} \times \frac{\text{貸付面積}}{\text{全体市占有面積}}$$

$$\text{人的警備費（月額）} = \frac{\text{年間契約額}}{\text{全体市占有面積}} \times \frac{\text{貸付面積}}{\text{全体市占有面積}} \div 12$$

$$\text{固形状一般廃棄物搬出処理費（月額）} = \frac{\text{年間契約額}}{\text{全体市占有面積}} \times \frac{\text{貸付面積}}{\text{全体市占有面積}} \div 12$$

2 納付方法

乙は、電気料金の実費及び共益費を、甲が発行する納入通知書により、納入通知書に記載する金融機関で納付すること。

3 納付期限

甲が発行する納入通知書において指定する納付期限まで。

4 遅延利息

乙は、甲の請求する上記電気料金の実費及び共益費を納付期限までに納付しないときは、当該納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、当該遅延した電気料金の実費及び共益費の金額につき、年3パーセントの割合で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。